

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－３－４ 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－３－４－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－３－４－１－１ 意義 （１）～（２） （略）</p> <p>Ⅱ－３－４－１－２ 主な着眼点 （１）～（８） （略）</p> <p>Ⅱ－３－４－１－３ 監督手法・対応 （１） （略） （２） （略）</p> <p>（参考） （追加） ①新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書（15. 7. 16：金融庁） ②リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（15. 3. 28：金融庁） ③リレーションシップバンキングの機能強化に向けて（15. 3. 27：金融審議会） ④金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書（13. 7. 4：公正取引委員会） ⑤銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項の作成について（12. 4. 18：全国銀行協会） ⑥我が国金融システムの改革について（9. 6. 13：金融制度調査会）</p>	<p>Ⅱ－３－４ 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－３－４－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－３－４－１－１ 意義 （１）～（２） （略）</p> <p>Ⅱ－３－４－１－２ 主な着眼点 （１）～（８） （略）</p> <p>Ⅱ－３－４－１－３ 監督手法・対応 （１） （略） （２） （略）</p> <p>（参考） ①<u>地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）</u>（17. 3. 29：金融庁） ②新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書（15. 7. 16：金融庁） ③リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（15. 3. 28：金融庁） ④リレーションシップバンキングの機能強化に向けて（15. 3. 27：金融審議会） ⑤金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書（13. 7. 4：公正取引委員会） ⑥銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項の作成について（12. 4. 18：全国銀行協会） ⑦我が国金融システムの改革について（9. 6. 13：金融制度調査会）</p>

現 行	改 正 後
<p>II-5 中小企業金融の再生の促進</p> <p>II-5-1 意義</p> <p>金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）において、中小・地域金融機関についてはリレーションシップバンキングの機能を強化して、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当であるとされている。これを踏まえ、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月28日）に基づき、各銀行が策定した機能強化計画に沿って中小企業金融の再生を促進していくこととする。</p> <p>II-5-2 主な着眼点</p> <p>上記報告書等の趣旨を踏まえ、機能強化計画に沿って以下の中小企業金融の再生に向けた以下の取組みを積極的に推進する態勢が整備されているか。</p> <p>(1) 創業・新事業支援機能等の強化</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成 ・産学官ネットワークの構築、活用 ・ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化 <p>(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備 ・要注意先債権等の健全債権化等への取組みの強化及び実績の公表 ・中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施 <p>(3) 早期事業再生に向けた取組み</p>	<p>II-5 事業再生・中小企業金融の円滑化の促進</p> <p>II-5-1 意義</p> <p>金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）において、中小・地域金融機関についてはリレーションシップバンキングの機能を強化して、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当であるとされている。これを踏まえ、平成15～16年度の「集中改善期間」においては、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月28日。以下「前アクションプログラム」という。）に基づき、間柄重視の地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化を通じて、中小企業金融の再生の推進を図ってきたところである。</p> <p>「金融改革プログラム」（平成16年12月24日）においては、前アクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定することとされた。これを受け、「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」等における前アクションプログラムの実績等の評価を踏まえて策定された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」（平成17年3月29日）に基づき、各銀行が策定した地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化を促進していくこととする。</p> <p>II-5-2 主な着眼点</p> <p>上記報告書等の趣旨を踏まえ、地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた以下の取組みを積極的に推進する態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下の各取組みに関して掲げられた事例については、各金融機関がその自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要であり、個々の事例を参考として具体的にどのような取組みを実施するかについては、こうした考え方に則り判断していくことが求められる。</p> <p>(1) 創業・新事業支援機能等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資審査態勢の強化等 ・産学官の更なる連携強化等 ・地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等 等 <p>(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化（要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化 ・中小企業支援スキルの向上を目的とした取組みの強化 等 <p>(3) 事業再生に向けた積極的取組み（再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有</p>

現 行	改 正 後
<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成 ・デット・エクイティ・スワップやデット・デット・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用 ・RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用 ・産業再生機構の活用 ・中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用 ・企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施 <p>(4) 新しい中小企業金融への取組みの強化</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュフローを重視し、担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みの推進 ・証券化等に関する積極的な取組み（政府系金融機関等による証券化支援スキームへの参加を含む） ・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みの推進 ・信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用（審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等） <p>(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能の強化 <p>(追加)</p> <p>(6) (略)</p> <p>II-5-3 監督手法・対応</p> <p>平成16年度までの「集中改善期間」において、半期毎に財務局において機能強化計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。また、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じ、監督上の対応を行うものとする。</p>	<p>化の一層の推進を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用 ・適切な再建計画を伴うDES（債務の株式化）、DDS（債務の資本的劣後ローン化）等の積極的活用 ・中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用 ・外部機関との連携等を通じた金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用 ・法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給（DIPファイナンス） ・再生企業に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス（再生計画終了に当たっての融資）の拡充 等 <p>(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等</p> <p>① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進（企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充（貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項の活用等） 等 <p>② 中小企業の資金調達手法の多様化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業価値に着目した融資手法（知的財産権担保融資、ノンリコースローン等）への取組み ・ローン担保証券（CLO）等の証券化等に関する積極的な取組み ・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備・適用に向けた取組み 等 <p>(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化（II-3-4-1（与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能）を踏まえた顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化）</p> <p>(6) 人材の育成（企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力（「目利き」能力）、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み）</p> <p>(7) (略)</p> <p>II-5-3 監督手法・対応</p> <p>平成18年度までの「重点強化期間」において、半期毎に財務局において地域密着型金融推進計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。なお、当該フォローアップに当たっては、可能な限り、金融機関の自主性を尊重するとともに、地域経済の特性に配慮することとし、画一的な基準による評価とならないよう留意することとする。</p>